

📖 国家外貨管理局による「国家外貨管理局行政許可項目リスト」公布について

2010年9月7日  
第11号

企画部 調査課

2010年8月27日付で、国家外貨管理局による『国家外貨管理局行政許可項目リスト』公布についての通知（匯発〔2010〕43号 以下は「通知」と略称）が公布され、同日から施行された。なお、2005年に公布された「国家外貨管理局による『国家外貨管理局行政許可項目表』公布についての通知」（匯発〔2005〕38号）は同時に廃止された。

2010年7月4日付で、「国務院による第五回行政審査項目の取消或いは委譲についての決定」（国発〔2010〕21号 以下「国務院決定」と略称）が公布されており、各中央レベルの業務管理部門に対して、行政許可取消項目の184件、下部の管理部門に委譲された行政許可項目の29件が列挙されている。うち、外貨管理関連の行政許可取消項目が7項目含まれている。国家外貨管理局は、「国務院決定」に基づき、行政許可効率を高め、行政許可手続きを簡素化する方針に従い、2005年版の『国家外貨管理局行政許可項目リスト』を訂正し、行政許可項目は従来の39件から25件まで減少している。

「通知」のポイントは以下のとおりである。

◆取消された行政許可項目

「通知」では、以下の7項目に対して、行政許可項目から取消されたと明確にしている。

- ✓ 輸出企業の外貨収入の分類審査・照合
- ✓ 輸出企業の外貨収入差額の照合、照合検査準備照合審査
- ✓ 輸出企業の外貨受取照合書の税還付専用用紙の補充申請
- ✓ 輸出企業の輸出ユーザンス外貨受取届出
- ✓ 企業リースで期間が1年間未満、リース貿易、リース（リストに基づき納税）に係わる外貨購入・支払照合関連審査
- ✓ 外商投資企業或いは中資企業に適用する多国籍企業の非貿易外貨購入・売却の管理政策の審査
- ✓ 金融機関の大口人民元転、外貨売却取引に係わる市場参加審査認可

◆域外向け立替送金について

従来の立替送金の関連規定として、2004年6月に、多国籍企業が適用対象とされた域外関連会社向けの立替送金に関して、「多国籍企業貿易外取引の外貨売渡・対外支払管理についての通知」(匯発[2004]62号)が公布された。同「通知」によれば、多国籍企業は外貨管理局の批准を取得した上で、域外関連会社への立替金等を含む一部非貿易の送金が認められた。また、同「通知」では、一定の条件<sup>1</sup>を満たした単一の外商投資企業も、域外関連会社への送金について、多国籍企業と同じ取り扱いを受けることが認められた。

今回の「通知」では、単一の外商投資企業或いは中資企業が域外の関連会社に対するサービス貿易項目下の立替払い、費用分担などの送金ができると明確に規定している。適用根拠法規は、「国家外貨管理局による現行法規に未明確な貿易外項目下の外貨購入・支払に関する問題についての通知」(匯発[2003]35号)、「国家外貨管理局による経常項目下の外貨管理政策に対する調整についての通知」(匯発[2006]19号)であり、10万米ドル相当(10万米ドルを含む)以下の域外関連会社への立替送金は外貨管理局の批准が不要となり、銀行は関連エビデンスを審査するのみで、従来より規制が緩和された。具体的には、送金金額に応じて審査機構、所要資料等について、下表<sup>2</sup>の通り規定されている。

貿易種類	対外支払額	必要な書類	審査機関
単一の外商投資企業或いは中資企業が域外の関連会社に対するサービス貿易項目下の立替払い、費用分担に係わる送金	3万米ドル(3万米ドルを含む)相当以下	✓ 書面申請 ✓ 契約書或いはインボイス(請求書) ✓ 納税証明書	銀行
	3万米ドル相当以上5万米ドル(5万米ドルを含む)相当以下	✓ 書面申請 ✓ 契約書或いはインボイス(請求書) ✓ 対外支払税務証明	銀行
	5万米ドル相当以上10万米ドル(10万米ドルを含む)相当以下	✓ 書面申請 ✓ 契約書 ✓ インボイス(請求書) ✓ 対外支払税務証明	銀行
	10万米ドル相当超	外貨管理局が要求する資料	所在地の外貨管理局

<sup>1</sup> 「多国籍企業非貿易取引の外貨売渡・対外支払管理についての通知」(匯発[2004]62号)の第16条に「直近3年間、外貨管理規定を遵守し、重大な外貨管理違反行為が発生せず、財務状況が良好で、経常取引での外貨収支規模が大きく、当該地において重要な影響をもつ単一の外商投資企業(外商の実質出資比率は25%を下回らない)は、所在地の外貨分局の認可を経て、本通知の規定に照らして非貿易取引下での外貨買取支払手続きを行うことができる。」と規定している。

<sup>2</sup> 上表は、「国家外貨管理局による現行法規に未明確な非貿易項目下の外貨購入・支払に関する問題についての通知」(匯発[2003]35号)、「国家外貨管理局による経常項目下の外貨管理政策に対する調整についての通知」(匯発[2006]19号)に基づき纏めたので、実際に関連の送金手続を行う際に、取扱銀行によって所要資料が若干異なる可能性がある点についてもご留意頂きたい。

◆リース関連の外貨購入・支払について

企業のリースで期間が 1 年未満、リース貿易、リース（リストに基づき納税）の外貨購入・支払は、人民元転、外貨売却及び外貨支払関連規定に基づき、企業が真実で有効な証憑を持参すれば、銀行で直接取り扱うことが認められるようになった。

なお、「通知」は各地の外貨管理分局に対して、「通知」公布後 6 ヶ月以内に、それぞれの行政許可手順を制定するように要求しており、各地域によって詳細な行政許可手順が公布されるものと思われるので、引き続きフォローしてまいりたい。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p style="text-align: center;"><b>国家外汇管理局</b> 关于发布《国家外汇管理局行政许可项目表》的通知 汇发[2010]43 号</p> <p>根据《国务院关于第五批取消和下放管理层级行政审批项目的决定》(国发【2010】21 号), 外汇局总局重新制定了《国家外汇管理局行政许可项目表》(见附件)。现予发布, 请遵照执行, 并就有关问题通知如下。</p> <p>一、取消“出口单位收汇分类核销核准”、“出口单位出口收汇差额核销、核销备查核准”、“出口单位补办出口收汇核销单退税专用联审批”、“出口单位远期出口收汇备案”、“企业租赁期不满一年、租赁贸易、租赁(照章征税)购付汇核准”、“外商投资企业或中资企业适用跨国公司非贸易售付汇管理政策审核”、“金融机构大额结汇、售汇交易入市安排审批”等 7 项行政审批项目。</p> <p>外汇局按照《出口收汇核销管理办法》(汇发[2003]91 号)、《出口收汇核销管理办法实施细则》(汇发[2003]107 号)等规定, 为企业办理收汇分类核销、差额核销、核销备查、远期收汇备案、补办出口收汇核销单退税专用联等业务。</p> <p>单一的外商投资企业或中资企业向其境外关联公司支付服务贸易项下垫付、分摊等费用, 按照《国家外汇管理局关于现行法规中没有明确规定的非贸易项目售付汇有关问题的通知》(汇发[2003]35 号)、《国家外汇管理局关于调整经常项目外汇管理政策的通知》(汇发[2006]19 号)等规定办理。</p> <p>企业租赁期不满一年、租赁贸易、租赁(照章征税)购付汇, 按照结汇、售汇及付汇管理有关规定, 凭真实有效凭证直接到银行办理。金融机构资本金、利润及本外币资产不匹配需进行币种转换的, 按规定经批准后直接入市办理。</p>	<p style="text-align: center;"><b>国家外貨管理局</b> 「国家外貨管理局行政許可項目リスト」公布についての通知 匯発 [2010] 43 号</p> <p>「国務院による第五回目行政審査項目の取消或いは委譲についての決定」(国発 [2010] 21 号)に基づき、外貨管理局総局は「国家外貨管理局行政許可項目リスト」(添付参照)を改めて制定し、ここに公布し、施行する。関連問題については、以下の通り通知する：</p> <p>一、「輸出企業の外貨収入の分類審査・照合」、「輸出企業の外貨収入差額の照合、照合検査準備照合審査」、「輸出企業の外貨受取照合書の税還付専用紙の補充申請」「輸出企業の輸出ユーザンス外貨受取届出」、「企業リースで期間が 1 年未満、リース貿易、リース(リストに基づき納税)に係わる外貨購入・支払照合審査」、「外商投資企業或いは中資企業に適用する多国籍企業の非貿易外貨購入・売却の管理政策審査」、「金融機関大口人民元転、外貨売却取引に係わる市場参加審査認可」等行政審査 7 項目を取消す。</p> <p>外貨管理局は「輸出代金受取照合審査管理弁法」(匯発 [2003] 91 号)、「輸出代金受取照合管理弁法実施細則」(匯発 [2003] 107 号)等規定に基づき、企業に外貨受取分類照合、差額照合、照合登録審査、先物外貨受取届出、輸出外貨受取照合書の税還付専用紙の補充申請など業務を行う。</p> <p>単一の外商投資企業或いは中資企業が域外の関連会社に対するサービス貿易項目下の立替払い、分担等の費用は、「国家外貨管理局による現行法規中の明確な規定のない非貿易項目下の外貨購入・支払に関する問題についての通知」(匯発 [2003] 35 号)、「国家外貨管理局による經常項目下の外貨管理政策に対する調整についての通知」(匯発 [2006] 19 号)に基づき取扱う。</p> <p>企業リースで期間が 1 年未満、リース貿易、リース(リストに基づき納税)の外貨購入・支払は、人民元転、外貨売却及び外貨支払関連規定に基づき、企業が真実で有効な証憑を持参すれば、銀行で直接取り扱う。金融機関の自らの資本金、利益および人民元建て資産と外貨建て資産が不一致により、両替が必要となる場合、規定に基づき審</p>

<p>二、外汇局应当按照《行政许可法》、《国家外汇管理局关于实施外汇管理行政许可有关程序的通知》(汇发[2004]68号)及《国家外汇管理局综合司关于发布〈国家外汇管理局行政许可办理程序〉的通知》(汇综发[2008]191号)等法律和外汇管理规定,切实依法行政,办理行政许可。</p> <p>三、外汇局总局负责依法设定外汇管理行政许可。外汇局分支局未经总局批准不得擅自或者通过细分等方式变相设立行政许可,不得自行创设行政许可标准或者其他实质性要求,不得超越职权办理行政许可。</p> <p>四、外汇局应当采取适当形式公示全部外汇管理行政许可项目、办理依据、申请材料、办理时限等。前述内容增加、取消或者发生变更,应自内容增加、取消或者变更之日起 20 个工作日内调整公示内容并对外公布。未经公布,外汇管理规范性文件不得作为行政许可办理依据。</p> <p>五、外汇局受理行政许可申请,实行首问负责制。行政许可申请涉及多个业务部门的,由第一次接待的业务部门受理后,转由同级外汇局综合部门或者请示上级外汇局指定办理部门。行政许可申请属于外汇局职责但外汇管理法规未作规定或者规定不明确的,外汇局分支局应及时研究意见向总局报告。其中对外汇局总局已有明确授权的,按程序召开个案业务集体审议会议等办理。</p> <p>六、外汇局办理行政许可,应当出具书面受理或者不予受理通知书、许可或者不予许可决定书。对申请材料齐全、符合规定可当场办理的,应当场办理而无需出具受理通知书。</p> <p>外汇局办理行政许可过程中发现申请人涉嫌违反外汇管理规定的,应移交外汇检查部门查处,行政许可时限中止,待涉嫌违反外汇管理规定行为处理完毕后重新起算。</p>	<p>査許可された後、直接市場で取り扱うことができる。</p> <p>二、外貨管理局は「行政許可法」、「国家外貨管理局による外貨管理行政許可実施関連プロセスについての通知」(匯発[2004]68号)及び「国家外貨管理局綜合司による『国家外貨管理局行政許可取扱プロセス』公布について通知」(匯綜発[2008]191号)等法律および外貨管理規定に基づき、着実に行政を行い、行政許可を取り扱う。</p> <p>三、外貨管理局総局は法律に基づき外貨管理行政許可を設定する。外貨管理局分支局は、総局の認可を得ずに、無断で或いは細分等の方式で形を変えて行政許可を設定してはならない。行政許可基準、或いはその他の実質的な要求を自ら設定してはならず、権限を越えて行政許可を行ってはならない。</p> <p>四、外貨管理局は適切な形式で外貨管理行政許可項目、処理依据、申請資料、処理期限等を全部公示すべきであり、前述の内容に追加、取消或いは変更がある際、内容の追加・取消・変更日より 20 営業日以内に公示内容を調整し、対外公布しなければならない。公布されない外貨管理の規範性規定を行政許可の根拠としてはならない。</p> <p>五、外貨管理局は行政許可申請を受ける場合、首問責任制(最初に申請を受けた人が最後まで責任を負うこと。)を実施する。行政許可申請が複数の部門にかかわる場合、初回受付の業務部門が受理後、同レベルの外貨管理局総合部門に取り次ぎ、又は上位の外貨管理局の指示を仰いだ上で処理部門を決める。行政許可の申請は外貨管理局の職責範囲に属するが、外貨管理法規で規定せず或いは明確な規定がない場合、外貨管理局分局・支局は遅滞なく意見を研究し、総局に報告しなければならない。内、外貨管理局総局が既に明確に授權されている場合、手順通りに個別案件業務に関する審議会議を開催して処理する。</p> <p>六、外貨管理局は行政許可を取扱う場合、書面で受理又は受理拒否通知書、許可又は許可拒否決定書を発行する。申請資料がそろい、規定に合致し現場で処理できる場合、現場処理とし受理通達書を発行する必要はない。</p> <p>外貨管理局は行政許可を取扱う過程において、申請者が外貨管理局の規定に違反した疑いがあった場合、外貨管理検査部門に引き渡して処理させる上、行政許可の期限を中止する。外貨管理規定に違反した疑いがあった行為を処理完了する</p>
--	---

<p>七、外汇局应当依法公开行政许可决定，提供行政许可监督检查记录，但涉及国家秘密、商业秘密以及个人隐私的除外。</p> <p>八、外汇局总局综合司统一归口管理行政许可有关项目设立、办理程序、材料要求、审核标准、业务部门分工等事项，解释、明确行政许可办理过程中上述有关法律问题，对外汇局依法办理行政许可情况进行执法检查监督。</p> <p>九、以前外汇管理文件与本通知规定不尽一致的，以本通知为准。今后外汇局总局以局发文形式发布的外汇管理文件与本通知规定不一致的，视为对本通知的修订，以后发文件为准。</p> <p>十、本通知自发布之日起施行。《国家外汇管理局关于印发〈国家外汇管理局行政许可项目表〉的通知》（汇发[2005]38 号）同时废止。本通知发布之日起六个月内，外汇局分局应结合本地实际，制定本单位行政许可办理程序，发布施行并分别报外汇局总局综合司或分局、外汇管理部备案。</p> <p>各分局、外汇管理部收到本通知后，请立即转发辖内支局、银行和企业，加强对辖内支局的指导、监督，切实提高服务水平，促进涉外经济平稳健康发展。</p>	<p>時点から、行政許可の期限を改めて起算する。</p> <p>七、外貨管理局は法律に基づき行政許可決定を公開し、行政許可の監督検査記録を提供しなければならない。なお、国家秘密、商業秘密或いは個人プライバシーに係わる場合は除外される。</p> <p>八、外貨管理局総局総合司は行政許可に関連する項目の設立、処理手順、材料要求、審査基準、業務部門の分業等を統一的に管理する。行政許可処理過程において上述関連法律問題を解釈し、明確にし、外貨管理局が法律に基づき行政許可を取扱う状況に対して検査・監督を実施する。</p> <p>九、従来の外貨管理規定が本通知と一致しない場合、本通知に準ずる。今後、外貨管理局総局が局レベルの規定として公布する外貨管理規定が、本通達と一致しない場合、本通達に対する修訂と見なされ、後に公布される規定に準ずる。</p> <p>十、本通知は公布日より実施する。「国家外貨管理局による『国家外貨管理局行政許可項目表』公布に関する通知」（匯發[2005]38 号）は同時に廃止される。本通達の公布日より 6 ヶ月以内に、外貨管理局各分局・支局は現地の実情に合わせて、自らの行政許可処理手順を制定し、公布実施しなければならない。且つ、外貨管理局総局総合司或いは分局、外貨管理部に届出しなければならない。</p> <p>各分局、外貨管理部は本通知を受領後、直ちに管轄地域内の支局、銀行と企業に転送しなければならない。管轄地域内支局への指導、監督を強化し、着実にサービス水準を高め、対外経済の安定的且つ健全な発展を促進する。</p>
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 企画部調査課】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

**三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課**

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233  
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250